

海外ニュース

2019年216号(令和元年8月9日)

金子 晃 監修

内 容

○ 米国反トラスト法の最近の動向

- 1 最高裁、アップルが iPhone 用アプリの配信市場で独占行為を行ったとする訴えで、訴訟の続行を容認(2019年5月13日)
- 2 カリフォルニア州北部地区地裁、クアルコムがスマホメーカー等に対し過剰な特許使用料を課していると判示(2019年5月21日)
- 3 司法省、東芝メディカルシステムズの買収を巡るハート・スコット・ロディノ法違反事件で、キャノンと東芝が和解案に応じることにした旨を公表(2019年6月10日)

○ 欧州競争法の最近の動向

- 1 欧州委員会、地域間決済手数料の減額を約束したマスターカードと VISA の措置案を承認(2019年4月29日)
- 2 欧州委員会、ビールの越境販売を制限していたとして、AB InBev に対し約2億ユーロの制裁金を賦課(2019年5月13日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1
赤坂 KS ビル 2F
電話 03(3585)1241
FAX 03(3585)1265
<http://www.koutori-kyokai.or.jp>

米国反トラスト法の最近の動向

1 最高裁、アップルが iPhone 用アプリの配信市場で独占行為を行ったとする訴えで、訴訟の続行を容認(2019年5月13日)¹

被告(上告人)アップルがスマートフォン iPhone 向けの応用ソフト(以下「アプリ」という。)の価格をつり上げたとして、アプリの購入者らが三倍額賠償を求めたクラスアクションで、最高裁は5月13日、訴訟の続行を容認した二審判決を承認する旨の判決を言い渡した。

被告は iPhone を製造販売し、また iPhone 用アプリを販売するデジタル流通プラットフォーム App Store を運営しているコンピューター会社である。また、被告は App Store で配信されるアプリしか iPhone 上で作動できないようにしている。これらの公認アプリは、主として被告以外の独立系のソフトウェア開発者によって開発されている。

開発業者と被告との間のアプリ開発契約では、開発業者は、App Store で配信されるアプリの価格を自由に設定することができるが、売上げの3割を手数料としてアップルに支払わなければならない。実際の売買取引では、消費者は、アプリを App Store で購入するに際し、購入代金を App Store に支払っている。被告は手数料として3割を徴収し、残りの7割を開発業者宛に送金している。

本件において、2011年12月、Pepper氏等 iPhone 用アプリを App Store で購入した何人かの代表原告らは、自分達自身及び同じ状況にある他の購入者らを代表し、被告を相手取るクラスアクションをカリフォルニア州北部地区地裁に提起した。訴状で代表原告らは、被告がシャーマン法2条に違反して、iPhone 購入者向けに提供されるアプリが販売されているアフターマーケットにおいて、不当に独占力を形成し、また行使したとの主張を展開した。

訴状によると、被告は iPhone 用アプリの販売を自社の App Store に限定し、当該アプリの配信サービス市場において独占力を形成した。また、訴状では、被告はその独占力を利用して、App Store で販売されるアプリに30%という高額な手数料を賦課し、その手数料を消費者が支払う代金に上乗せしたという主張がなされている。

これに対して、被告は、商品の直接の購入者だけが反トラスト法に基づいて賠償請求できるとの見解を示したイリノイ・ブリック事件最高裁判決(431 U.S. 720 (1977))を盾に、アプリの購入者が原告になれないとの反論を繰り広げた。つまり、個々のアプリの価格を決定しているのが、被告自身でなく、開発業者であり、また被告が単に販売の場を提供しているだけで、手数料はその対価であるとした。したがって、消費者らは被告自身からアプリを直接購入していないので、消費者らには原告適格がないとの争いを仕掛けた。これらを理由に、被告は提訴の却下を求めた。

同地裁は2013年12月、消費者らの原告適格を否定し、訴え却下判決を下した。担当判事の判決は、アップルと開発業者との仕入れ契約の形態に着目し、消費者らが被告からアプリを直接的に購入していないとの判断を示した。

控訴審において、第9巡回区裁判所は2017年1月、消費者らの原告適格を肯定し、地裁

¹ Robert Pepper, et. al. v. Apple, Inc., No. 17-204 (U.S. May 13, 2019).

判決を覆す判決を言い渡した(速報海外ニュース 189 号 41 頁)。担当判事の判決は売買取引の実態に着目し、消費者が開発業者でなく被告からアプリを直接購入しているとの判断を示した。

5 月 13 日付け判決で最高裁は高裁判決を 5 対 4 で承認した。多数意見を記したカバノー判事は判決理由で、被告の線引きには合理性が無く、それは単に独占的な小売業者に対し反トラスト法の網をくくり抜けられるような手引きを示すものに過ぎたいとの趣旨の見解を述べた。

2 カリフォルニア州北部地区地裁、クアルコムがスマホメーカー等に対し過剰な特許使用料を課していると判示(2019 年 5 月 21 日)²

カリフォルニア州北部地区地裁は 5 月 21 日、半導体大手である被告・Qualcomm Incorporated(以下「クアルコム」という。)がスマートフォン(以下「スマホ」という。)に使用される通信用半導体の供給独占を反競争的行為により維持しているとして、原告・連邦取引委員会(以下「FTC」という。)が当該行為の差止めを求めた訴訟で、原告の主張を全面的に認める判決を言い渡した。

本件の被告は、本件通信用半導体の支配的サプライヤーであり、全世界のスマホ向け半導体チップ市場において圧倒的に高いシェアを有している。被告はまた、本件半導体の製造に不可欠な特許を多数保有している。これらの特許(以下「標準必須特許」という。)は、第 4 世代移動通信の標準規格の実施に必要となる特許である。これらの特許について、被告はどの相手に対しても、公正、合理的かつ非差別的な条件(fair, reasonable and non-discriminatory; 以下「FRAND」という。)の下でライセンス許諾する旨を幾つかの標準化団体に宣言し、これを受け、これらの団体は当該特許技術を採用し、上記標準規格に含めた。

被告はまた、本件通信用半導体を開発、製造また販売するとともに、当該半導体技術に関する特許をライセンスしている。とりわけ、(1) 被告は、アップル等の携帯電話端末メーカーが同社の推奨する特許ライセンス条件を受け入れなければ、本件半導体を当該メーカーに対し供給していない。ライセンス契約では、携帯電話端末メーカーが被告から特許によって保護されている本件半導体の使用・再販売の権利の許諾を受け、その対価として被告が当該メーカーからロイヤリティを徴収している。被告は、被告製半導体が搭載されているスマホだけでなく、競合他社製の半導体が搭載されているスマホについても、ロイヤリティを徴収している。通常、特許製品の販売によって特許権が消尽(特許権の効力が及ばなくなる)こと)するため、他の部品製造業者は、一般には、特許製品を取引先に対し販売するに際し、別途、特許ライセンス契約の締結を求めたりしていない。また、ロイヤリティは、本件半導体技術の価値評価でなく、スマホの卸売価格を基礎として算定されている。ロイヤリティの料率は約 5%である。

また、(2) 被告は、ライバルのチップメーカーに対して、自社が保有している標準必須特許のライセンスを付与していない。

² Federal Trade Commission v. Qualcomm Incorporated, No. 17-cv-220 (N.D. Cal. May 21, 2019).

原告は2017年1月17日、本件特許権ライセンスと半導体販売を巡る被告の慣行がシャーマン法2条に違反する独占行為に該当すると主張し、カリフォルニア州北部地区地裁において被告に対する訴訟を提起した。訴状で、原告は、被告が第4世代移動通信チップ市場において独占力を有する上、標準化団体への宣言に反するような反競争的行為を通じ当該独占力を維持しているとの主張を展開した。

状によると、(1)被告は、反競争的行為について、本件通信用半導体の供給を停止すると脅して、携帯電話端末メーカーらに対しFRAND条件を超える特許使用料の支払を強要した。それにより、被告はライバルのチップメーカーが供給する通信用半導体を使用している携帯電話端末メーカーのコストを引き上げ、ライバルのチップメーカーの通信用半導体に対する需要を弱め、またライバルのチップメーカーの研究開発意欲を阻害したとされた。また、訴状では、(2)被告は、FRAND条件に反してライバルのチップメーカーに対して本件標準必須特許を使用許諾することを拒絶し、その結果として、携帯電話端末メーカーとの間で実質的には排他性のある取引を行っているとの主張されている。

これに対し、被告は被告の行為が排除的でないとの反論した。被告によると、(1)被告製半導体だけでなく競合他社製半導体についても、それらの製造に必要となる技術に係る特許使用料が一律に引き上げられている。そのため、排除効果はない。また、被告は、(2)ライバルのチップメーカーとの間に取引が無い場合、反トラスト法上の取引義務も無いという争いを仕掛けた。

今回、同地裁は本件行為の差止めを命じる旨の判決を言い渡した。判決理由で、担当判事は、(1)まず、被告が携帯電話端末メーカーから不当に高額な特許使用料を徴収していると判示した。その上で、同判事は、他社製半導体が搭載されているスマホを含む如何なるスマホの販売に対しても被告が特許使用料を徴収しているため、ライバルのチップメーカーのコストが反競争的に引き上げられ、また被告と携帯電話端末メーカーとの間で実態面から見ると排他性のある取引が行われているとの判断を示した。次に、同判事は、(2)被告が標準化団体のパテント・ポリシーに反してライバルのチップメーカーに対して特許のライセンス供与を拒絶したとの認定を行った。

本件行為を差し止めるのに必要となる措置として、同判事は、被告に対し、(1)携帯電話端末メーカーとの特許ライセンス契約の条件を再交渉するよう、また(2)特許ライセンスを合理的な価格にてライバル・チップメーカーにも付与するよう命じた。

3 司法省、東芝メディカルシステムズを買収を巡るハート・スコット・ロディノ法違反事件で、キヤノンと東芝が和解案に応じることにした旨を公表(2019年6月10日)³

司法省は6月10日、キヤノンが2016年に東芝から東芝メディカルシステムズを買収した時の手続きがハート・スコット・ロディノ法に基づく事前届出義務に違反し、また待機期間前に完了していたとする問題で、両当事会社が和解案に応じることにした旨を公表した。

両当事会社は司法省による本件訴追を和解によって解決するため、それぞれ250万ドル

³ Press Release, Department of Justice, Canon Inc., Toshiba Corporation Agree to Pay \$5 Million for Violating Federal Antitrust Laws, June 10, 2019.

(約 2 億 6750 万円、1 ドル=107 円)の和解金を支払うこととした。また、本件和解案は、両当事会社に対して、ハート・スコット・ロディノ法に基づく法令遵守プログラムを実施し、監査を受け、また報告を行うことを義務付けた。

訴状は、キヤノンによる東芝の子会社である東芝メディカルシステムズの買収について、キヤノンと東芝がハート・スコット・ロディノ法に基づく待機義務を免れられるようなスキームをでっち上げたとの主張を展開した。訴状によると、当該スキームは、東芝メディカルシステムズの買収を 2016 年 3 月 31 日までに終了させ、またハート・スコット・ロディノ法に基づく待機義務を回避すること以外に何の目的も持たないものであった。

さらに、訴状は、東芝での長年にわたる利益の水増し問題が 2015 年に発覚し、その結果として、東芝が苦しい財務状態に陥ったとの主張を繰り広げた。財務諸表を良く見せるため、東芝は東芝メディカルシステムズの売却益を 2015 年度末である 2016 年 3 月 31 日までに計上しなければならなかった。訴状はまた、キヤノンと東芝自身の証言によれば、キヤノンは東芝メディカルシステムズをあからさまに直接買収することができなかったとの説明を行った。その理由は、数か国の企業結合規制に基づく待機義務を背景に、キヤノンが東芝メディカルシステムズの発行済株式総数を会計年度末までに取得することができなかったからであるとした。

司法省反トラスト局のマキン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「ハート・スコット・ロディノ法は、提案されている買収について、当該買収が実行される前に連邦反トラスト当局が当該買収によって生じうる反競争的効果を審査できるようにしており、それ故に、反トラスト法執行のための主要な手段である。キヤノンと東芝は、ハート・スコット・ロディノ法に基づく規制を迂回することを目的に、本件買収の仕組みを作り上げた。企業を買収する者は、ハート・スコット・ロディノ法に基づく規制を迂回するため、その代理人として第三者をでっち上げ、それに売却対象企業を取得させるという行為をしてはならない。」

ハート・スコット・ロディノ法は、一定の規模の企業結合計画について、それが実行される前にそれを審査できるようにするため、届出義務と合併禁止期間を定めている。ハート・スコット・ロディノ法違反行為に対する民事罰の上限額は現在、一日当たり 42,530 ドル(約 455 万円)である。

司法省は 2019 年 6 月 10 日、コロンビア特別区地方裁判所において本件訴状とともに本件同意判決案を提出した。

本件和解案は、タニー法に基づき、これから、競争上の影響に関する意見とともに連邦官報に記載される。何人も本件和解案に対する書面によるコメントを 60 日間のコメント受付期間にわたり、連邦取引委員会の特別検事宛に送付することができる。60 日間にわたるコメントの受付期間が終了した後、コロンビア特別区地方裁判所は、本件和解案が公益の範囲内にあるとしてそれを承認することができる。

欧州競争法の最近の動向

1 欧州委員会、地域間決済手数料の減額を約束したマスターカードと VISA の措置案を承認(2019年4月29日)⁴

欧州委員会は、マスターカードと VISA が申し出た確約措置案を EU 競争法の規定により法的に拘束力のあるものとした。両社は、EEA(欧州経済領域)域外で発行されたクレジットカード等による EEA 域内での支払から生じる地域間の決済手数料(inter-regional interchange fees)を大幅に(約40%)削減することとした。

顧客が店舗又はオンライン上でデビットカード又はクレジットカードを利用する場合、小売店側の銀行(加盟店銀行)は、カード所有者側の銀行(発行銀行)に対し決済手数料と呼ばれる手数料を支払っている。小売店側の銀行は、当該手数料を小売店へ転嫁し、これを受けた小売店はカードを利用していない顧客を含む全ての顧客に向けられた最終価格に、他の費用と同様に、当該手数料を上乗せしている。

地域間の決済手数料は、EEA 域外で発行されたデビットカード又はクレジットカードによる EEA 域内での支払に適用されている。本手数料は、例えば米国人旅行者がベルギーにおけるレストランの請求書の支払にマスターカード又は VISA カードを利用した場合に発生するものである。

マスターカードと VISA のネットワークは、それぞれのライセンシーである銀行同士の間で適用される決済手数料の水準を決めている。銀行同士の二者間協定が存在しない場合、マスターカードと VISA のネットワークの規則に基づき、両社それぞれによって決められた決済手数料の料率が適用される。小売店と顧客は、決済手数料の料率に影響を与える手段を有していない。

マスターカードと VISA の両社は、それぞれの地域間決済手数料を引き下げることを確認した。地域間決済手数料の平均40%の引下げをもたらすこととなる本件確約は、EEA 内の小売店が EEA 域外で発行されたカードによる支払を受け付ける際に負担することとなる手数料を大幅に削減するものである。この確約の実施により、全ての欧州の消費者の利益に資するような価格の引下げがもたらされることになるだろう。

欧州委員会は、地域間の決済手数料の水準に介入した世界初の競争当局である。

欧州委員会の競争上の懸念

欧州委員会は、マスターカードに宛てられた2015年7月9日付の異議告知書と、VISA に宛てられた2017年8月3日付の追加的異議告知書の中で地域間の決済手数料に関する競争上の懸念を示した。

とりわけ欧州委員会は、地域間の決済手数料は EEA 域外で発行されたカードによる支払を受け付けている欧州内の小売店の価格を反競争的に引き上げているおそれがあることから、EEA 内における消費者向け商品とサービスの価格の引上げに繋がっているということ

⁴ Press Release, European Commission, Antitrust: Commission accepts commitments by Mastercard and Visa to cut inter-regional interchange fees, 29 April 2019.

に懸念を有していた。

欧州委員会によって指摘された決済手数料に関する懸念は、本件また地域間という文脈特有のものである。

確約措置

マスターカードと VISA は、それぞれ別々に、地域間の決済手数料を平均して 40%引き下げる旨の申出をした。具体的に、両当事会社のそれぞれは以下の措置を取ることを確約した。

1. 現行の地域間の決済手数料の水準を、6 か月以内に、拘束力のある以下の上限額まで引き下げること。
 - 店舗におけるカード保有者によるカードの支払(カード取引)については、
 - ・デビットカードの場合は取引額の 0.2%
 - ・クレジットカードの場合は取引額の 0.3%
 - オンラインによる支払(カード非提示取引)については、
 - ・デビットカードの場合は取引額の 1.15%
 - ・クレジットカードの場合は取引額の 1.50%
2. 地域間の決済手数料と同様の目的又は効果を有するような措置を取らないこと。
3. 両社それぞれのウェブサイト上に明確な方法で本件措置の対象となる地域間の決済手数料の全てを公表すること。

上記措置は、5 年 6 か月にわたり適用されるものであり、マスターカード、Maestro、VISA、VISA Electron 及び V-PAY ブランドのクレジットカードとデビットカードによる支払に対する地域間の決済手数料を対象としている。欧州委員会は、本件措置の実施状況を監視するため、監視人を任命することを予定にしている。

欧州委員会は 2018 年 12 月、本件措置案が妥当であるか否かを検証するため、市場参加者の意見を求めた。欧州委員会は、自身による分析と市場テストの結果に照らし、マスターカードと VISA によって申し出られた措置案が同委員会の競争上の懸念に込えているということに満足している。

とりわけ欧州委員会は、地域間の決済手数料の上限に関する提案をもって、地域間のカードによる支払を受け付けている小売店のコストが代替的支払手段の受付による小売店のコストを上回ることにならないであろうとの結論に至った。代替的支払手段には、店舗での現金払い、又はインターネットにおける銀行送金により費用が賄われる電子財布(デジタル財布)による支払が含まれる。

よって欧州委員会は、マスターカードと VISA のそれぞれに本件措置案を法的に拘束力のあるものとした。

2 欧州委員会、ビールの越境販売を制限していたとして、AB InBev に対し約 2 億ユーロの制裁金を賦課 (2019 年 5 月 13 日)⁵

欧州委員会は、Anheuser-Busch InBev NV/SA(以下「AB InBev」という。)に対し、EU 競争法違反を理由に 2 億 40 万 9000 ユーロ (約 245 億円、1 ユーロ=122 円換算)の制裁金を賦課した。AB InBev は、ベルギーのビール市場における支配的地位を濫用し、同社のビール Jupiler のオランダからベルギーへのより安価な輸入品を妨げていた。

AB InBev は世界最大のビール醸造会社である。同社のベルギーにおける最も人気のあるビールのブランドは Jupiler であり、販売額で見るとベルギーのビール市場全体の約 40% を占めている。AB InBev はまた、オランダとフランスを始めとする他の EU 加盟国においても Jupiler を販売している。オランダでは、AB InBev はより激しい競争が行われているため、Jupiler をベルギーでの価格より低い価格にて小売業者と卸売業者に対し販売している。

欧州委員会は 2016 年 6 月、AB InBev が EU 競争法に反してベルギーのビール市場における同社の支配的地位を濫用し、隣国からの同社のビールの輸入を妨げているか否かを評価するため、反トラスト調査を開始した。欧州委員会は 2017 年 11 月、異議告知書を出した。

本日の決定は、AB InBev がベルギーのビール市場において支配的地位にあることを確認した。これは、継続的に高い同社の市場占拠率、他のビール醸造者から独立して価格を引き上げられる同社の能力、本格的な参入と拡大に対する障壁の存在、同社が販売する幾つかのビール銘柄に見られる不可欠性を背景として、小売店が有している僅かな対抗的購買力に基づくものである。

市場支配的地位それ自体は、EU 競争法の下では違法でない。しかしながら、支配的地位にある事業者は、自己が支配的地位にある市場又はその他の市場において競争を制限し、それにより、自己の市場支配力を濫用しないという特別な責任を負っている。

AB InBev はベルギーにおける同社の市場支配的地位を濫用し、スーパーマーケットや卸売業者がオランダで Jupiler をより安い値段で購入し、それをベルギーへ輸出することを妨げるための意図的な戦略を取っていた。この戦略の全体的な目的は、オランダからのより安価な Jupiler ビールの輸入を制限することにより、ベルギーにおけるより高い価格を維持することであった。AB InBev は、この目的を達成させるため、以下の 4 つの方策を用いていた。

1) AB InBev は、ベルギーでの Jupiler ビールの販売を困難にするため、オランダにおける小売業者と卸売業者に供給される同銘柄のビールの一部のパッケージングを変更していた。具体的には、ラベルから必須情報のフランス語版が取り除かれていたほか、ビール缶のデザインとサイズが変更されていた。

2) AB InBev は、ベルギーへの Jupiler ビールの輸入を制限するため、オランダにおけるある卸売業者に対し Jupiler ビールの供給数量を制限していた。

⁵ Press Release, European Commission, Antitrust: Commission fines Nike €12.5 million for restricting cross-border sales of merchandising products, 25 March 2019.

3) 幾つかの AB InBev の製品は、当然のこととして店舗の棚にあることを顧客が期待しているため、ベルギーにおける小売業者にとって非常に重要である。AB InBev は、ある小売業者がより安価な Jupiler をオランダからベルギーへ輸出しないことに同意しない限り、その小売業者に対し上記の幾つかの銘柄のビールを販売することを拒絶していた。

4) AB InBev は、オランダにおけるある小売業者がビールをベルギーへ輸出しないことを条件に、その小売業者に対しビールの販売促進的利益を供与していた。

欧州委員会は上記に基づいて、AB InBev が 2009 年 2 月 9 日から 2016 年 10 月 31 日の間、EU 競争法に反して市場支配的地位を濫用していたという結論を出した。同社は欧州単一市場の核となる利益の一つ、つまり消費者が商品の購入に際し、幅のより広い選択肢を持てるという可能性、またよりお得な取引ができるという可能性を奪っていた。

したがって、欧州委員会は AB InBev に対し制裁金を課すこととした。

AB InBev の協力

AB InBev は、とりわけ本件事実と EU 競争法違反を明示的に認めること、また問題解消措置を提案することにより、同社の法的義務を超えて欧州委員会の調査に協力した。

本件措置は、AB InBev に対し、今後 5 年にわたりベルギー、フランス、及びオランダで販売される全ての既存及び新規のビールの商品包装にオランダ語とフランス語にて必須の食品情報を含めるよう義務付けている。欧州委員会決定は、AB InBev に対して本件措置を法的に拘束力のあるものとした。

したがって、欧州委員会は上記協力に対する見返りとして、AB InBev に対し制裁金の 15% の減額措置を与えることとした。

制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算出された。欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、とりわけベルギーとオランダにおける Jupiler の販売額、違反行為の重大性とその実行期間、及び AB InBev が欧州委員会の調査に協力したという事実を考慮した。

欧州委員会が AB InBev に賦課した制裁金額は、2 億 40 万 9000 ユーロ (約 245 億円) である。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp、又は佐藤 潤・法学者(専門分野：経済法・知的財産法)/慶應義塾大学産業研究所共同研究員/クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)